

## 勘定体系合同小委員会における検討結果について

(38.10.17)

### 1. “法人所得”の表示について

(修正案の主旨) 原案の“統合所得分配勘定”と“統合所得形成勘定”に改めて、国民ベースの“法人所得”の項目を設け、別に“法人の処分勘定”を設けて勘定体系全体の完全接合性を保つようにする。

(検討事項) 統合所得形成勘定という場合の“形成”の意味が明確でないし、この修正案の勘定は部門別の所得形成を全面的に表示するものとはなっていない。原案における“分配”の意味は、部門に対する所得の分配という意味をもつもので、例えば雇用者所得中には、重役俸給を含んでいるように、分配率という意味での“分配”を示すことはできない。

なお、“法人所得”は発生ベース、“法人税”は支払ベース、“個人配当”は発生ベースで推計されるから、これらの差引計算で算出される“法人留保”の性格があいまいなものになる、との議論は理由とならない。

また“法人の処分勘定”における個人配当と個人財産所得中の個人配当とは、海外との受払関係があるために一致しない。

(処理方針) しかしながら、利用上、“法人所得”の項目は有用である点を考慮して、付属表の欄外に表示するが、勘定の設計としては、原案を採用したい。

### 2. “法人企業からの振替”について

(修正案の主旨) 原案においては、“法人企業から家計および民間非営利団体への振替”を要素所得としているが(付属表ノ一ii国民所得の分配)、これは要素所得とは考えにくい。ため、国民所得には算入せず、GNPに到達するための調整項目とし、同時に個人所得の一部とする。

(検討事項) いわゆる家計外消費の取扱いととも、理論上の問題を含むと同時に、経済の実態面からの考慮をも必要とする。現行の国民所得勘定が法人、個人等の個別部門勘定から出発して、その統合の結果として、国民勘定を形成しているのではないため、個人部門と法人との振替が明確化していない。

他方、修正案において推計可能とされる部分は法人企業から民間非営利団体への寄付金等、狭い部分に限られると予想されているが、これらはむしろ、法人の利潤から振替えられるとみるのが、経済の実態に即した考え方であろう。

修正案は米固方式に似た処理であるが、米固方式もその詳細ならびにその根拠は判然としないし、他方、原案は、SNAおよびOECD方式による処理を仄しているが、問題の振替も一ニの例示に止まっており、同時にその理論的根拠も明示されてはいない。

(処理方針) 調整項目としての取扱をやめて、総括勘定から削除したい。予想される推計の内容からみれば、原案のような処理が妥当と考えられる。ただし、原案(SNAに準じた)のように、この項目を個人財産所得の一項目として表示するが、OECD方式のように、独立項目とするかは、改めて決定しなければならない(付属表ノ-Ⅱ国民所得の分配、において)。

### 3. 財政における“税外収入”について、

(修正案および問題の主旨) 財政における収入には、租税と税外収入があるが、さらに税外収入は租税的なものと、租税的でない“その他の雑収入”に分けることができるが、現行の勘定体系ではこれらを分けて計上する体系となっておらず、原案においても同様である。しかし、これらは、上記のように、明白に性格を異にするものであるから、これを分けて計上したいとするものである。しかし、全体としての勘定体系上どのように処理すべきかについてはなんらの修正案が出されていない(財政分科会)。

他方、一般政府消費支出の構成をSNAおよびOECD方式についてみれば、A、支出形態別では、1、雇用者報酬、2、企業と海外からの購入 3、(控除) 家計と企業による購入となっており、上記の“その他雑収入”中には3、の控除項目に含めるべきものがあるとも考えられる。しかし、“その他雑収入”の全額を控除項目にしてよいとはいえない面がある。

とくに、同項目には、法人や家計からの振替部分もあり、これをどのように処理するかは、なお検討を要する。

(処理方針) 問題となる項目について、検討のうえ、それらの定義を詳細に定める必要がある。とくに、振替項目については、各種の性格の異なるものがあるので、それらを分類、整理した上で、それらの処理を定めることとしたい。

4. 上記以外で、討議のうえ、結論を得たものは以下のとおりである。

- (1) 総括勘定と統合外国勘定において海外との要素所得の受払を明示せよとの修正案は、付属表6-1 海外収支の細目表において、十分にその表示がなされているので採用せず、原案どおりとする。
- (2) 付属表ノ-1 部門別国内生産勘定表については修正案を採用する。
- (3) 付属表3-1 支出品目別、支出形態別個人消費支出については、“家計消費支出”と“民間非営利団体の消費支出”を明示し、それらの合計として“個人消費支出”を示す。
- (4) 新設の“国民総生産に対する支出”においては“雑費”“住居費”および、その他の部分についても用語法を適切なものに改める。

5. 統合資本形成勘定に関する付属表の表章については、なお検討を必要とする。

# 勘定体系における検討事項

(総合部会小委員会検討資料 No.2)

勘定体系合同小委員(38, 10, 17)における討議を整理するとともに、なお残された問題についていこうの案を示せば以下のとおりである。

## 1 "法人所得"の表示について

(修正案の主旨) 原案の"統合所得分配勘定"を"統合所得形成勘定"に改めて、国民ベースの"法人所得"の項目を設け、別に"法人の処分勘定"を設けて勘定体系全体の完全接合性を保つようにする。

(検討事項) 統合所得形成勘定という場合の"形成"の意味が明確でないし、この修正案の勘定は部内別の所得形成を全面的に表示するものとはなっていない。原案における"分配"の意味は、部門に対する所得の分配という意味をもつので、例えば雇業者所得中には、重役俸給を含んでいるように、分配率という意味での"分配"を示すことはできない。

なお、"法人所得"は発生ベース、"法人税"は支払ベース、"個人配当"は発生ベースで推計されるから、これらの差引計算で算出される"法人留保"の性格があいまいなものになる。

また、"法人の処分勘定"における個人配当と個人財産所得中の個人配当とは、海外との受払関係があるために一致しない。

(注) 参考資料は「国民所得勘定の設計について」(勘定体系

小委員会案「原案」と略す)「勘定体系案に対する各部会の修正意見」(「修正案」と略す)「国民所得勘定体系における税外収入の取扱について」(櫻井事務官メモ)

(処理方針) しかしながら、利用上、"法人所得"の項目は有用である点を考慮して、主要表の下欄に表示するが、勘定の設計としては原案を採用したい。

## 2 "法人企業からの振替"について

(修正案の主旨) 原案においては"法人企業から家計および民間非営利団体への振替"を要素所得としているが(付属表ノ7国民所得の分配)これは要素所得とは考えにくいため、国民所得には算入せず、GNPに到達するための調整項目とし、同時に個人所得の一部とする。

(検討事項) いわゆる家計外消費の扱いとともに、理論上の問題を含むと同時に、経済の実態面からの考慮をも必要とする。現行の国民所得勘定は法人、個人等の個別部門勘定から出発して、その統合の結果として、国民勘定を形成しているのではないため、個人部門と法人との振替が明確化していない。

他方、修正案において推計可能とされる部分は法人企業から民間非営利団体への寄付金等、狭い部分に限られると予想されているが、これらはむしろ、法人の利潤から振替えられるとみるのが、

経済の実態に即した考え方であらう。

修正案は米國方式に似た処理であるが、米國方式もその詳細ならびにその根拠は判然としないし他方、原案は、SNAおよびOECD方式による処理を示しているが、同類の振替も一ニの例示に止まっており、同時にその理論的根拠も明示されてはいない。

(処理方針) 調整項目としての取扱をやめて、総括勘定から削除したい。データの的に民間非管利団体への寄付金等のみが推計可能と考えられるので、原案のような処理が妥当と考えられる。

ただし、原案(SNAに準じた)のように、この項目を個人財産所得の一項目として表示するよりはOECD方式のように、独立項目として付属表ノイ国民所得の分配、に掲げる方が妥当であらう。

## SNAの改定に関する意見

(39. 5. 7)

### I わが国における国民経済計算の整備改善の方向

日本における国民経済計算の整備、改善については、すでに1959年いらい、経済企画庁に設けられた国民経済計算調査委員会(1959~61年)ならびに、1963年に設立された国民経済計算審議会(1963~64年)において理論的ならびに具体的に推進してきたところであるが、その中心的課題は国民経済計算の「統合」であって、これは、今次SNAの改訂の方向と一致している。

国民経済計算の統合に対する接近方向については、すでに上記の「国民経済調査委員会」の報告や国民経済計算審議会の審議において明示されており、それは全面的統合ではなくて、部分的統合方式である。(注)

(注) ここで全面的統合とは国民経済計算を構成する諸社会勘定を包括的に一元化した勘定体系を設計する方法をいい、部分的統合とはそれらの諸社会勘定の中から中核となる勘定体系を選び出し、あるいは勘定を部門別に細分し、もしくは新しい勘定を導入することによってこの勘定体系が叙述する取引の範囲を拡大し、他の諸計算体系との接触を深めるといふ接近の方向をいう。この部分的統合の場合に、中核としての役割を果す勘定体系としてとりあげられるべき勘定体系は、国民経済の循環をも

つとも総合したかたちでとらえるものであるという点からいつて、当然国民所得勘定がとりあげられる。この国民所得勘定を中核とする部分的統合の方法をいっそう具体的にいえば、経済循環の叙述形式として、複式記録の原則にもとづく国民所得の勘定体系を整備し、それを構成する各個の勘定の拡充という着想に従って、国民経済計算の諸体系を緊密に関連づける接近の方法である。

このような部分的統合の方法を採用する理由をあげれば、つぎのようである。

- (1) 国民経済計算を構成する諸社会勘定はそれぞれ特有の目的をもち、それぞれ異なる発展の沿革をもったもので、これらとたんなる形式的統合を目的として全面的な統合を意図する場合、経済循環の有機的なしくみをとらえる目的に沿わないのみか、各勘定個々の有用性をも阻害する恐れが多いこと。
- (2) 主として統計資料の制約により、たとえば全面的統合の体系が示されるとしても、計数の把握が困難であること。
- (3) 部分的統合の方法を採用するにしても、経済循環の諸特性を統一的にとらえることが可能であり、総合的な経済分析のために必要にして有用な手段を提供するものであること。
- (4) 国民所得勘定以外、産業連関表、マネー、フロー表等々に

については諸外国においてもなお研究ないし開発の途上であり、標準となるべき確定的な勘定体系をもたないこと。

なお、国民所得勘定と産業連関表との統合の推進にあたって、国民所得勘定の改善、整備の面については、経済企画庁において上記国民経済計算審議会の審議を通して推進され、他方35年産業連関表の作成については、行政管理庁統計基準局を事務局とし、統計審議会産業連関表部会の審議を経て、7省庁の共同作業が進められ、両勘定それぞれの作成の立場から統合を共通の目的とした協議調整が行なわれている。さらに、国民所得勘定とマネー・フロー表との統合については、経済企画庁と日本銀行との間で協議を続けており、また、国民経済計算審議会における本年度の課題となっている。

国民経済計算審議会は、国民所得勘定と、産業連関表との統合は、部門別生産勘定により、マネー・フロー表ならびに国民貸借対照表との統合は部門別資本取引勘定によって、おこなわれるべきこと、勘定体系ならびに付属表の設計はこの方向で為されるべきである。その方針を具体化しつつある。この点に関しては、国民経済計算審議会が採用しようとしている「国民所得勘定と付属表」を参考として末尾に付することとする。

以下の記述のうち、金融勘定に関する部分は日本銀行と協議し、また、産業連関表に関する部分は、統計基準局と協議し、また、全般にわたって、統計基準局と協力しつつ、経済企画庁、経済研究所がとりまとめたものである。

なお、下線を施した部分は、われわれの要望ないし意見を示すものである。

## II SNAの勘定構造について

(i) 「統合」のための接近方法として、部門別勘定を設ける観点からすれば、簡素な形の *standard accounts* とできるだけ詳細な *Standard Tables* を設けるという方向が望ましい。

SNAでは資本調整勘定を示しているが、わが国では個人勘定、政府勘定および海外勘定のいずれにおいても、直ちには基礎資料面の制約があり作成が困難である。

しかしながら、国民所得勘定と金融資産および負債に関する勘定との統合ないしは関連づけを目標としているので、各部門の資本調整勘定を存続させることが適当とおもわれる。

(ii) 部門分割については、金融勘定ならびに産業連関表に関する部分を参照。

(iii) 現行SNAがとっている「国内」概念とのEEC方式の「国民」概念については、なお的確な関連づけがなされるべきである。

## III SNAの付属表について

(i) 追加されるべき表としては、部門別（産業別、制度別）生産勘定表、制度部門別資本取引勘定表が考えられる。

(ii) 産業分類、ならびに制度別分類については、さらに国際標準化が進められるべきであろう。例えば、産業連関表と国民所得勘定との統合のさい、部門別生産勘定に中間生産物の価額が表示されるとすれば、かかる標準化は、国際比較上必須である。

## IV 国民所得勘定と資金循環勘定の統合

1. 統合についての基本的考え方

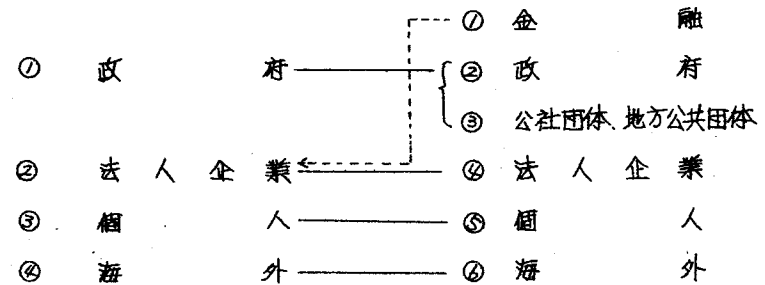
国民所得勘定と資金循環勘定の統合をはかるには、前者の付属表として「部門別資本取引勘定」を新しく作成することが必要である。すなわち、「部門別資本取引勘定」において、各部門の資本形成と貯蓄のギャップを明らかにすることによって、資金循環勘定における各部門の「資金余剰または不足」との接合がはじめて可能となるからである。しかも、このような統合方式によると、現行の国民所得勘定も、資金循環勘定も、それぞれ最小限度の修正にとどめることができるから、両勘定固有の目的ないし利用価値を害うことなく、両勘定の接合をはかることができる。しかし、そこでは部門構成、取引分類などの点について、以下述べるような問題点が指摘される。

2. 部門構成

国民所得勘定と資金循環勘定の両における部門構成の差異をどのように調整するかという点が問題となる。この場合、「部門別資本取引勘定」における部門をなるべく資金循環勘定の制度的な部門構成に対応させることが必要である。日本銀行の資金循環勘定は4大部門（*major sector*）から成りたっているが、地方、現行の国民所得勘定を基礎として作成される「部門別資本取引勘定」は4大部門に分けることができるので、両勘定の統合は4大部門のベースを進めたいと考えている。この関係は次のように示される。

（部門別資本取引勘定）

（資金循環勘定）



これらの部門の定義ないしカバレッジについては、日本の特殊事情とも関連するので、若干の注釈を述べよう。

オノに、政府部門はほんらい中央政府と地方公共団体とに分割するほうが望ましいが、資料的な制約のために、次善の策として中央、地方を通ずる広義の政府部門とする。また、この政府部門のなかには、政府の一般行政活動のほか、その金融活動、企業活動も含まれている。政府の金融活動や企業活動は、政府部門から分離すべきであるという考え方もあるが、日本ではこれらは政府活動の一部であるという観点から、政府部門に含めることにした。なお、資金循環勘定自体の問題としては、これらは政府部門の内訳部門（*subsector*）として扱われている。

オスに「部門別資本取引勘定」に法人企業部門を設ける必要がある。というのは、日本の現行の国民所得勘定においても、また、SNAにおいても、法人企業部門の資本調整勘定（*capital reconciliation account*）は設けられていないので、

とくにこの点を強調したいと思う。しかも、この法人企業部門を設けることは技術的にはきわめて容易であり、また実際に過去数年間の日本経済の成長と変動過程において法人企業は重要な役割を果たしてきたので、法人企業部門だけを独立の部門とすることは利用上も便利であると思われる。この場合、その代案として、法人企業、個人企業、官公企業のすべてを含む包括的な企業部門を設ける方式も囁かされているが、日本ではこの方式は採用しがたいと考えられる。その理由として、官公企業の範囲をどの程度までのものにするか、また個人企業のデータの整備といった面で、統計技術上いろいろと困難な点が指摘されるからである。

オ3に個人部門とは個人家計、個人企業（非農業）、農業を含むものである。純理論的にいえば、これら個人部門の構成単位はそれぞれ別個の部門に分離するほうが望ましいが、現状では資料上の制約から今後の研究課題になっている。

最後に金融部門の取扱いは、資金循環勘定と国民所得勘定とは異なっている。というのは、資金循環勘定ではこの部門は重要な働きを担っているが、国民所得勘定では金融機関の付加価値はすべて法人企業に含められているので、金融部門がとくに設けられていない。「部門別資本取引勘定」においても、こうした国民所得勘定の伝統的な記録方式を尊重して、金融部門の記録はあくまでも金融活動に限定し、金融機関の資本形成と貯蓄は法人企業部門に記録するというのが実際的な方式と考えられる。（注）

（注）この方式によるときには、金融部門と法人企業部門の両方において、金融機関の資本形成、貯蓄の差額相当額について

機制的な貸借取引を設ける必要がある。

### 3 金融資産負債の分類と定義

金融資産および負債をいかに分類するかは、その国の金融構造、各種の市場の発達の状態、取引の慣行などによるものである。例えばヨーロッパ統計家会議で提案された項目のリストは、国際的標準として提示された一案であり、日本における分類の仕方がこれと若干異なるのもやむをえないであろう。

次に金融取引の記録は金融資産負債残高の期中純変動額という意味では純取引額である。一般的にいて、資金の流れはなるべくより総額的（grosser）でとらえることが望ましいが、これは資料の制約上困難である。したがって、資金循環勘定の記録は上述の意味における純額ベースによらざるをえない。しかし、項目によっては——例えば有価証券は発行市場のみならず流通市場の動きも重要であるから——取引総額のデータを用意しておく方が利用上便利な場合もあるから、総額的な取引額のデータを資金循環勘定の付属表に記録しておくことも一案かと思われる。

### 4 金融資産負債残高表について

日本銀行では「金融資産負債残高表」が作成されているが、それは国内諸部門に限定されていること、また資料の制約上若干の項目の残高計数は記録されていない点を除いて、その勘定構造は「金融取引表」とほとんど同じである。

残高表のなかでは有価証券の評価基準が問題となる。一般的にいて、残高表における各部門の保有高は市場価額によって表示するのが望ましいが、「金融資産負債残高表」においては金融部



門については取得価額、その他の諸部門では額面価額(ただし補外に市場価額で注記)で表示されている。そのため、いわゆる資本利得または損失の問題が回避されている。

なお、各部門の有価証券保有高のなかには、実際に通貨の流れを伴わないで移転した部分(例えば株主に対する株式の無償交付、交付口債など)も含まれている。したがって、この点においても、残高表の期中変化額はそのまま取引表上の計上額とはならない点に注目する必要がある。

国民貸借対照表は特定時点における国民の資産、負債(実物および金融)それぞれの現在高を示すところのストックの勘定である。したがって国民所得勘定にあらわれる資本形成のフローが、上記のストックと関連づけられることはきわめて望ましいことである。さらに、部門別貸借対照表を作成して特定期間の期首と期末のそれを比較して、部門別貸借対照表の変動額を算出すると、資産側は、固定資本財および在庫品の変動と他部門に対する債権の変動から構成され、負債側は、他部門に対する債務の変動と正味資本の変動とから構成され、後者の正味資本の変動は、その部門の貯蓄に対応する。したがって、部門別貸借対照表の変動額は、前述の部門別資本取引勘定と関連してくるものであり、この資本取引勘定に關しては、前記の資金循環勘定の場合におけると同様の問題点が存在する。

なお、国民貸借対照表の作成は国富調査に関連する。この場合、国富の評価額と、金融資産の評価額との間で、評価基準に関する問題があると考えられるが、わが国においても、なお未解決であ

って、本年度の国民経済計算審議会で検討される予定である。

## V 国民所得勘定と産業連関表の統合

### 1. 統合についての基本的考え方

わが国における国民所得勘定と産業連関表の統合の基本的考え方としては、すでにIにおいて述べたような部分的統合の方向に即してつぎの2つの事項が支柱となっている。

- (1) 両勘定の統合の推進のためには、国民所得勘定の改善、整備の側面から、他方産業連関表の作成の側面から、それぞれ特有の目的や利用価値を著なうことなく、勘定項目の細分化あるいは付属表の作成を通じて、可能な範囲で統合の目的を達成するように、概念上、勘定体系上および計数上の統一ないし調整をはかること。
- (2) 国民所得勘定および産業連関表の両者とも、統合化の推進にあたっては、国際比較の見地から、S.M.Aを基準として、相互の概念定義上統一ないし調整をはかること。

### 2. 統合の方法

上述のような基本的考え方にもとづき、国民所得勘定と産業連関表の統合が、わが国において、實際上どのように推進せしめられてきたか、その方法上の基本的問題について述べれば、つぎのようである。

#### 1) 概念定義の統一

両勘定は、それぞれ発展の沿革や敘述する取引分野の包括範囲、分析の焦点の所在を異にはするが、他の社会勘定体系が實

金の流れやストックの有高をとらえるものであるなどとは異な  
って、一定期間における財貨、サービスの流れを対象としてい  
る点では共通の面をもったものである。したがって、両勘定そ  
れぞれの構成項目の概念、定義については、元来統一基準が見  
出され、必要に応じて共通の部門分類に調整し、相互の接合を  
はかることができるものであることは、ここにあらためていう  
までもない。

このような考え方からみると、わが国の現行国民所得勘定  
における概念、定義は、すでにSNAを基準として採用しており、  
地方産業連関表においてSNAを基準とした概念、定義を  
設定し、両勘定の作成の面から調整をすすめたので、基本的な  
部分については事実上ほぼ統一を達成されるに至っている。し  
かしながら、相互調整の過程でそれぞれの立場の相違から未調  
整のままに残されたものもあるが、それらの問題については、  
▽特殊項目の章でとりあげられているので、ここでは省略する。

## (2) 国民所得勘定の拡充整備

### ——部門別生産勘定の拡充整備——

国民所得勘定の側において、新たに部門別生産勘定を導入し、  
各個別勘定や付属表についても、構成項目の細分化や包括範囲  
の拡充を行なう必要がある。

## (3) 産業連関表(購入着価格表)の作成

産業連関表の側において、従来の生産着価格表のほか、新  
たに購入着価格表を作成し、国民所得勘定との相互関連項目に  
ついてより直接的な接合をはかる必要がある。

## (4) 計数上の一致と推計方法

国民所得勘定と産業連関表の統合のためには、概念、定義お  
よび分類項目の一致、対応のみならず、それらの推計結果の計  
数上の一致が要求されるが、そのことは採用される推計方法と  
密接な関連を有する。

わが国における国民所得勘定の推計は従来主として経済主体  
を対象にして調査した統計をもととして推計するいわゆる人的  
方法による推計が主軸をなしてきたが、これは従来わが国の勘  
定項目が主として主体別あるいは制度別分類基準によって設定  
され、しかも基礎資料も「家計調査」「法人企業統計」「個人  
企業統計」等の主体別部門を対象とした統計が整備され、それ  
らの利用価値が高い地位を占めているというわが国の特殊事情  
に発するものである。

ところで産業連関表との計数的統合をはかるためには  
*Commodity flow* 法などの物的方法による推計の開発が  
必要であり、したがって個人消費、資本形成については人的方  
法と物的方法による二つの方法による推計とその計数的接近に  
ついての検討を行なった。その結果、投資財については出荷さ  
れたものがそのまま固定資本形成にむけられ、在庫その他に回  
るものは *negligible* であるため、国内資本形成は  
*Commodity flow* 法により相当高い精度の推計が行なわ  
れ、人的方法の改善とあいまって両者の推計結果はほぼ一致を  
みた。

しかし在庫投資、政府支出については物的推計を行なうため

の基礎統計がいちぢるしく *weak* であるため物的推計は断念した。産業連関表も人的推計を基準に調整したため計数的には一致した。また個人消費支出については *Retail Valuation method, Commodity flow method* など物的方法も推計したが、在庫統計、政府支出の物的資料の現状からみて、必ずしも高い精度が期待できず、むしろ家計の消費支出を直接とらえうることを目的として調査された「家計調査」を中心として推計する人的方法の方が妥当であるとの結論を得た。この結果個人消費の総額においてはコモディティー、ベースによって推計された産業連関表の計数とかなり接近したが、その内容項目の計数については必ずしも一致をみるにいたらなかった。

VI 特殊問題（下線を施した部分は提案ないし要望事項である。）  
（勘定体系に関して）

1. 移転取引 (*transfer transaction*)。

*transfer* 自体の概念を S.N.A では更に詳細に規定する必要がある。たとえば現金のみに限定するのか、現物を含むのが明確でない。

また、前項ノで述べた通り、資本調整勘定の作成を将来予定するならば、資本的 *transfer* と経常的 *transfer* とに分類しなければならない。その場合の分類基準を S.N.A で明確にする必要がある。

(注) この区分は現在わが国では政府と個人間、政府と企業間、企業から個人への *transfer* についてはほぼ可能であるが、

政府と外国間、企業と外国間および個人と外国間それぞれにおける *transfer* については、基礎資料上明らかでないので当分の間区分は困難である。

なお、法人企業における退職手当および年金、個人への寄付金および個人への貸倒金の処理方法を明確にされたい。なお、わが国では、退職手当および貸倒準備金の増分は、法人企業から個人への *transfer* (*factor income*) にわが国ではそれぞれの性格を考慮の上 *transfer* 項含めることとした。

なお、政府から個人にたいする *current transfer* を現行 S.N.A のように細分類するほかに、対個人サービスの民間非営利団体に対する項を別掲することが望ましいとおもわれる。

2. 家計にサービスを提供する民間非営利団体の消費

S.N.A では、家計と民間非営利団体の消費支出を一括して表示している。しかし、家計消費のビヘイビアの分析上、家計にサービスを提供する民間非営利団体の消費を付属表で別掲することが望ましいとおもわれる。

(主として最終需要部門について)

3. 家計外消費

わが国においてはいわゆる企業消費と称すべきもので純然たる家計支出とは範疇を異にし、企業の間接経費のうち家計の補充的性格を有する費目 (*Business consumption Expenditure*) のウェイトがかなり大きい。具体的には、*i* 交際費、接待費等の社用消費、*ii* 現物給与のための費用と法定福利費以外の福利厚生費、*iii* 出張旅費を指しており、これらの費目を家計外消費と称してい

る。そのうち公営住宅や社宅費用(雇用者所得に含まれている)のみを個人消費に含め、それ以外は所得計算から除き別掲することとした。わが国の産業連関表でもこれは対応して中間生産部門に計上せず、外生(exogenous)部門において個人消費とは別題に示すこととしている。

このような性質の費目は終極的には企業経費と所得(従って家計消費)に分割さるべきものであるが、その分類基準が困難であり、また利用目的によっていずれも分類することができるよう一括して別掲することにしたものである。程度の差こそあれ、国際的にも無視することができない問題とおもわれるのでS.M.Aで考  
え方や処理方法を統一することが望ましい。

#### 4. 資本形成の概念と定義

##### 4) 取替資産の更新について

レールや電線の更新がそれが1年以上の耐久財ではあるが、部分の取替であって、主要取替又は更新ではないと考えられるので、企業会計の取扱いにならない経費とすることとし、資本形成から除外するのが実際的な方法とおもわれる。なお産業連関表では資本形成に含めている。

この問題についてS.M.Aの提案が明確でないので、処理方法の統一化が望ましい。

##### 4) 重建設工事の仕掛分について

S.M.Aでは造船、重電気機製造のような重建設産業の仕掛工事は、1960年改訂後に在庫品増加として扱うよう示されているが、わが国では外国発注によるもの以外はそれが特定の固

定資産を獲得するための注文生産によって行う固定投資とみなして、資本形成としている。

なお、産業連関表では在庫品増加に含めている。

S.M.Aでもその性格を考慮して再検討する必要があると思われる。

##### 5 政府部内の範囲と細分類について

S.M.Aでは“政府部門”を消費主体とみる見解を堅持して一般行政のみに限定し、すべての公企業を企業部門に含めているが、公企業は国家行政の一環として、予算権、人事権、監督権などを政府が掌握しているので、“政府”を単なる消費主体とみなすことは行政的利用の面からも再検討を要するのではないかとおもわれる。

公企業を含んだ政府部門を規定する場合には、公企業の送定基準をかなり具体的かつ詳細に示す必要がある。参考までにわが国においては業務内容が公共的性格の強いもののうち、i) 役員の任命を主務大臣が行なうこと、ii) 予算事業計画書、業務報告書および財務諸表について主務大臣の承認を受ける必要があること、iii) 会計検査院の定期的検査の対象とされていることをその基準としている。

また、S.M.Aでは付属表中国内総資本形成の購入者別再分類等でGeneral Government にならべてPublic Corporation とGovernment Enterprise を設けているが、このような制度的分類は国情の相違により国際的に名実共に比較を可能にすることが困難であると思われるので、後二者を一括した方が国際比

較上 *letter* とおもわれる。

次に、独立採算制をとっている総合病院(官公営の隔離病院等を除く)を *General Government* とみることの疑義、また政府が直接管掌する各融資特別会計、各保険特別会計および各管理特別会計を *General Government* とするか *Government Enterprise* とするかの分類基準の不明確など政府部門の範囲と細分類に関して、S.N.A.においても検討の余地が多く残されているとおもわれる。

#### 6. 政府の資本的補助金の分類基準

なお、その他、民間非営利団体が主体となって行う *Social Overhead Capital* 投資への政府補助金を政府、民間いずれの資本形成とすべきかの分類基準を明確にされたい。

#### 7. 帰属計算 (*Imputation*)

帰属利子、帰属賃貸料の概念、処理方法等について、国民経済計算審議会が検討をおこなった結果、原則的には、現行S.N.A.の示す如く従来どおり従うこととなった。<sup>(\*)</sup> ただし、計上すべき範囲の点では、政府の帰属利子と帰属賃貸料について不明確であり、また国際的に計上の有無、推計方法等が統一されているとはおもえないので、今後実際の解決をはかるための基準を設定することが望ましい。

以下にこれらをめぐる具体的な問題点の主なものを挙げる。

#### ① 政府関係の帰属計算

##### (1) 帰属利子

S.N.A.には、( ) 政府部門内の金融機能に伴う帰属利子と、

(64)

② 国庫金の中央銀行に対する予託と地方公共団体の市中銀行に対する予金に伴う帰属利子の計算については特に説明されていない。

これらは原則的には計上すべきものであろうが、その範囲等に関して疑義がある。上述( )について計上するとした場合、政策目的によって政府資金の投融資だけを行なう機関については除外し、予金業務を行っているものに限定するのが妥当とおもわれる。

なお、わが国においては基礎資料の制約から、計上していない。

#### (2) 帰属賃貸料

官公有建設物についても民有のそれと同様に賃貸料の帰属計算を行うべくS.N.A.には示しているように解されるが、わが国においては、行政財産はその性格上、さらに基礎資料の関係から現在では推計を行っていない。

計上すべき範囲等については財政関係の項で既述したが、採用されたものの処理方法が統一されていないようにおもわれる。

すなわち、S.N.A.では政府の財産所得とするように解されるが、英国では政府の帰属賃貸料を個人賃貸料所得に計上し、米国でも政府の帰属利子を個人利子所得に計上しているがごときである。

(注) 帰属利子計算に関する概念、基礎資料、検討方法等の難点を回避しながら金融機関の生産性を認めるための方法として一部学識は、貸付利子と予金利子との差

額について、帰属という擬制概念をとらず、銀行の生産活動による付加価値分とみなす説を唱えている。貸付を受けた企業は企業活動資金の運用という一種の用役を購入したのであるから、支払利子は企業の付加価値の配分としてではなく、企業の生産費の一部とみなし、付加価値から除かれる。この結果、貸出しを受けた企業の付加価値は支払利子だけ減少し、金融機関の付加価値は予金利子分だけ増加するが、金融機関を含めた法人企業部門の付加価値は変わらず、国民総生産や国民所得は帰属計算を行った場合と変わらないと去っている。このような考え方も検討の余地があるようにおもわれる。

## ② 公営給与住宅の帰属賃貸料について

国民所得勘定における帰属計算は、一般的にはなるべく拡張解釈を避けて、範囲を拡大しないようにした方が、資料面からする精度の低下を除くためにも必要とおもわれる。

ただわが国では公営給与住宅の市価より著しく低廉な差額分について帰属評価を行って、個人帰属賃貸料を計上しているが一般に国民所得勘定上行くべき帰属計算の範囲を明示することが望ましい。

8. 海外勘定における財貨、サービスの輸出入と要素所得の概念  
国際収支表の新作成提要によれば要素所得は国際収支表の附録箇所に別掲されることになっているが、現在のわが国の国際収支表では要素所得を別掲していない。

なお、要素所得の計上範囲についても、理論的ならびに具体的に若干の不明確な点があるように思われる。従って S.N.Aで“その他サービス”中要素所得とすべき項目の概念と分類基準あるいは具体的事例を示して国民所得勘定上の国際的統一をはかることが望ましい。

(主として付加価値関係について)

## 9. 雇用者所得

役員賞与や役員手当等を雇用者所得である賃金、俸給に含めるべきか、法人所得の個人配当に含めるべきかの基準をS.N.Aで明確にされたい。わが国では税法上損金扱いを認められるものを賃金、俸給に含めて雇用者所得とし、益金処分扱いを受けるものを個人配当に含めている。役員賞与は益金処分によるので個人配当に含めている。

## 10. 副産物および屑

産業連関表では、副産物および屑についてはマイナスの投入方式をとることとしたが、国民所得勘定ではそのような必要は認められなかった。S.N.Aにおいてはその必要性があるかないかの明示が望ましい。